２．保険料の計算方法（令和８・９年度）

加入するすべての方が負担します。

保険料は、被保険者全員が負担する「均等割」と、前年の所得に応じて負担する「所得割」の合計額です。年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割となります。

●年間保険料の計算方法

【医療分】

均等割		所得割		１年間の保険料
【1 人当たりの額】	＋	【本人の所得に応じた額】	＝	限度額 85 万円
５９，９６３円		（所得－最大４３万円）×１１．６１％		100 円未満切り捨て

【子ども分】

均等割		所得割		１年間の保険料
【1 人当たりの額】	＋	【本人の所得に応じた額】	＝	限度額 2 万 1 千円
１，３６４円		（所得－最大４３万円）×０．２８％		100 円未満切り捨て

（北海道後期高齢者医療広域連合ホームページの保険料試算ページで、おおよその保険料を試算することができます。）

保健福祉課　保険・医療グループ
瀬棚郡今金町字今金１７番地の２
総合福祉施設　としべつ内
電話：０１３７－８２－２７８０